

難病医療費助成手続書類(新規申請)

○が付いている書類は、「3 個人番号に係る調書」の提出により書類の提出を省略することができます。申請書の「保険情報」欄は、保険情報の記入が必須です。保険情報が記入できるようにご準備ください。
1・3・8の書類は窓口でお渡します。

書類名		説明
1	特定医療費支給認定申請書	
2	臨床調査個人票	・発行日から6か月以内(都疾病は3か月以内) ・疾病ごとに指定の様式に指定医が記載したもの
3	個人番号に係る調書	・マイナンバーでの情報連携を希望する場合は必須 ・患者と同じ医療保険に加入している方(4の書類に該当する方)のマイナンバーを記入してください。 ※必要な方のマイナンバーの記載がない場合は、保険情報、住民票や税証明の原本等の提出が必要となります。
4	マイナンバーを確認できるもの ・患者ご本人分	・個人番号に係る調書を提出する方は必要 マイナンバーカード 又は 通知カード(申請時点の氏名・住所の記載があるもの) もしくは マイナンバー記載の住民票の写し
5	住民票	○ ・世帯全員、続柄の記載がある、申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。
6	医療保険情報に関する写し ・区市町村の国民健康保険 ・国民健康保険組合 ・後期高齢者医療	○ ・医療保険上の世帯全員分(患者と同一世帯で同じ医療保険に加入している方全員分。以下同じ。)の医療保険情報
	・上記以外の医療保険 (会社の健康保険等)	○ ・患者ご本人の医療保険情報 (患者が被扶養者であって、患者の保険証では被保険者氏名がわからないときは被保険者の分も必要)
	生活保護受給者	○ ・生活保護受給証明書
7	世帯の所得を確認するための書類 ・区市町村の国民健康保険 ・国民健康保険組合 ・後期高齢者医療	○ ・医療保険上の世帯全員分のもの ①～③のうちいずれか1つ ①住民税課税(非課税)証明書 ②給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書の写し ③住民税の税額決定通知書の写し
	・上記以外の医療保険 (会社の健康保険等)	○ ・被保険者のもの上記①～③のうちいずれか1つ
8	公的年金等の収入等に係る 申出書	・非課税世帯の方、マイナンバーで所得の証明を省略する方は必要 ※申出書の2に☑をする方は年金額等が確認できる書類が必要
9	患者ご本人身元確認書類	写真ありのもの1点:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 写真なしのもの2点:資格確認書、年金手帳等

以下、該当する場合のみ

10	委任状 代理人身元確認書類	・代理人が、「個人番号に係る調書」を提出する場合は必要 ・身元確認書類は9と同様
11	医療費総額(10割分)がわかるもの(領収書 もしくは 療養証明書)	・軽症かつ高額を申請する方は必要 ・申請日の属する月以前の12か月の間に難病に関する月ごとの医療費総額(10割分)が33,330円を超える月が3回以上あることを証明する書類
12	人工呼吸器等装着者に係る書類	都疾病のみ
13	小児慢性疾患医療受給者証の写し 医療保険情報に関する写し	次のいずれかの場合は提出が必要です。 ・患者ご本人が同制度の医療費助成を受けている。 ・患者と同じ医療保険上の世帯員が、同制度の医療費助成を受けている。
14	国疾病・マル都の医療受給者証の写し 医療保険情報に関する写し	

※ 65歳未満の方は、大田区心身障害者福祉手当の申請ができます。申請をする場合は、印鑑(スタンプ印等不可)と口座情報がわかるものをお持ちください。